

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第46条 省略)</p> <p>第47条 (解約)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) お客様が本約款の改訂について第52条第<u>2</u>項に基づき同意しない旨を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年7月16日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p>(第1条～第15条 省略)</p> <p>第16条 (受渡日)</p> <p>1. 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省略)</p> | <p style="text-align: center;">約款・規定集</p> <p style="text-align: center;">証券取引約款</p> <p>(第1条～第46条 省略)</p> <p>第47条 (解約)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) お客様が本約款の改訂について第52条第<u>3</u>項に基づき同意しない旨を申し出た場合。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引口座約</p> <p>(第1条～第15条 省略)</p> <p>第16条 (受渡日)</p> <p>1. 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省略)</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <b>3</b> 営業日目とします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年 7 月 16 日改訂</u></p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 1 2 条 省略)</p> <p>第 1 3 条 (最低預託率)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 預託率が 20% を下回った場合又は、受入保証金が 30 万円を下回った場合は、お客様は、下回った日の翌々営業日の <b>12 時 00 分</b> までに、必要な額の追加保証金 (追証) を、当社からの請求の有無に関わらず当社に現金により差し入れるか、又は所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p>3. ～6. (省略)</p> <p>(第 1 4 条～第 2 6 条 省略)</p> | <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <b>4</b> 営業日目とします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>(第 1 条～第 1 2 条 省略)</p> <p>第 1 3 条 (最低預託率)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 預託率が 20% を下回った場合又は、受入保証金が 30 万円を下回った場合は、お客様は、下回った日の翌々営業日の <b>15 時 30 分</b> までに、必要な額の追加保証金 (追証) を、当社からの請求の有無に関わらず当社に現金により差し入れるか、又は所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p>3. ～6. (省略)</p> <p>(第 1 4 条～第 2 6 条 省略)</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>第27条（代用有価証券の出庫）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様から「一般口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を当社が受け付けた時点で<u>預託率</u>が30%、<u>又は受入保証金が30万円</u>を下回る場合、あるいは出庫により<u>預託率</u>が30%、<u>又は受入保証金が30万円</u>を下回る場合には、出庫をお受けできません。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年7月16日改訂</u></p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>（第1条～第16条 省略）</p> <p>第16条の2 （権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引にかかる特約）</p> <p>1. 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその<u>前</u>営業日をいいます。以下、本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益</p> | <p>第27条（代用有価証券の出庫）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様から「一般口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を当社が受け付けた時点で<u>委託証拠金率</u>が30%を下回る場合、あるいは出庫により<u>委託証拠金率</u>が30%を下回る場合には、出庫をお受けできません。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理約款</p> <p>（第1条～第16条 省略）</p> <p>第16条の2 （権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引にかかる特約）</p> <p>1. 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその<u>全</u>営業日をいいます。以下、本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>証券をいいます。以下、本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下、「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下、本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>(1) 当社は、<u>当該権利確定日においてお客様から</u>当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、<u>直接に、又は母店金融商品取引業者を経由して</u>日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</p> <p>(5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として<u>直接に、又は母店金融商品取引業者を経由して</u>日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 第4号および第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社、<u>母店金融商品</u></p> | <p>証券をいいます。以下、本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下、「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下、本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が、<u>お客様から当該権利確定日において</u>当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</p> <p>(5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 第4号および第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社および日本証券金</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p><b>取引業者</b>および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を<b>直接に、又は母店金融商品取引業者を経由して</b>担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</p> <p>5. ～7. (省略)</p> <p><b>8. 上記第1項から第7項の取扱いについては、本特約の約款交付日から最初に到来する3月末日まで有効とします。また、当該有効期間については、お客様又は当社から申し出のない限り当該有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。</b></p> <p>(以下、省略)</p> | <p>融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</p> <p>5. ～7. (省略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(以下、省略)</p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>令和元年7月16日改訂</u></p> |  |
|---|--|